

「奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例」に係る議案の取扱いについて

〔平成二十年十一月二十八日各派連絡会決定〕
〔平成二十一年十二月九日一部改正〕
〔平成二十六年五月十九日一部改正〕

1. 執行部が県行政に係る基本的な計画を作成する場合には、当該計画条例に明らかに該当しないものを除き、原則として提出予定定例会の前定例会の1ヶ月前までに議会に報告するものとする。
2. 議会に報告のあった計画について、当該計画条例に係る下記除外事項に該当するかどうか等について、各派連絡会で判断するものとする。
3. なお、計画条例の対象外となる基本計画は、下記のとおり。
 - 【条例上に定められている除外事項】
 - 一 5年未満の計画等 ①
 - 二 法令の定めによる計画等 ②
 - 【議長が定める除外事項：(要綱)】
 - 一 国の通知等により全国の都道府県において統一して策定することとされている計画等 ③
 - 二 行政の内部管理に係る計画等 ④
 - 三 計画等の策定に際して議会の代表者が参画する機会が確保されている計画等 ⑤
 - 四 法令に基づく施策を実施するために策定する計画等..... ⑥
4. 議決対象の基本的な計画は、政策検討会議に審査を付議するものとする。
5. 執行部は、議決対象の基本的な計画について常任委員会に報告するものとする。
6. 第1回目の政策検討会議を提出予定定例会の前定例会中に開催し、議決対象の基本的な計画について執行部から説明を受け、質疑等を行うものとする。また、第2回目の政策検討会議をパブリックコメントを実施する案が策定された段階で開催し、議決対象の基本的な計画について執行部から説明を受け、質疑等を行い、意見を述べ、取りまとめた上で、各派連絡会と常任委員会に報告するものとする。なお、パブリックコメントが実施されない場合であっても、第2回目の政策検討会議を開催するものとする。
7. 常任委員会を、パブリックコメントが実施されている期間中に開催し、議決対象の基本的な計画について執行部から説明を受け、政策検討会議の意見を踏まえて意見を述べるものとする。なお、パブリックコメントが実施されない場合であっても、常任委員会を開催するものとする。
8. 議決対象の基本的な計画に関する議案は、すべて常任委員会に付託するものとする。
9. 各会派等から、執行部に対し議決対象の基本的な計画に係る資料の提出及び説明を求めることができるとともに、意見を述べられるものとする。